

随時改定における保険者算定の適用開始について

随時改定を実施する際に、業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合で、通常の方法により報酬月額算定の算定を行うことが著しく不当で以下に掲げる要件を満たすときは、厚生労働省の取扱いに準じた保険者算定を行うことができるようになりました。

1 要件（3つすべてに該当する場合に限りです）

・ **固定的給与の変動が、定期昇給（昇格）であること。**

※通勤手当や扶養手当の変動による改定や育児休業等の終了に伴う変動は、保険者算定の対象にはなりません。

・ **昇給月以後の継続した3か月間の報酬の平均から算定した標準報酬月額（A）と昇給月を基準とした年間平均額から算定した標準報酬月額（B）に2等級以上の差があること及びその差が業務の性質上例年発生することが見込まれること。**

※（A）・・・通常の随時改定による標準報酬

（B）・・・昇給月以後の継続した3か月間の**固定的給与**の平均額と昇給月前の継続した9か月間と昇給月以後の継続した3か月間の**非固定的給与**の平均額を加えた額で算定した標準報酬

・ **現在の標準報酬の等級と年間平均額の標準報酬の等級との間に1等級以上の差があること。**

※年間平均額の標準報酬の等級が、現在適用されている等級より低い場合は、「随時改定をしない」という保険者算定が適用されます。

2 提出書類

・「所属所の申立書」

・「組合員の同意書」

※要件を満たしている場合でも、書類が提出されない場合は、通常の随時改定が行われます。

3 実施開始日

・平成30年10月以後の随時改定から適用されます。

※埼玉県では、原則、平成31年4月の昇給（昇格）から3ヵ月後の平成31年7月の随時改定が該当し、以後、原則毎年7月の随時改定が対象です。

実施までの流れは、下のフロー図で御確認ください。

4 実施の判断の流れについて

